

医療費のお知らせ Q&A

Q1 確定申告の医療費控除の手続きの際に、「医療費のお知らせ」を使う予定です。どのように手続きしたらよいですか。

A 医療費控除の手続き方法は、国税庁のホームページをご確認いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

Q2 実際の自己負担額(手元の領収書の額)と、「医療費のお知らせ」に記載されている「③組合員負担額」が一致しませんが、なぜですか。

A 次の場合が考えられます。

① 領収書に保険適用外の費用が含まれている場合

「医療費のお知らせ」には保険適用となった診療等のみ記載していますので、領収書に保険適用外の費用が含まれていないか確認してください。

② 公費負担医療や自治体単独の医療費助成を受けている場合

医療費助成を受けた後の、実際の最終自己負担額は「医療費のお知らせ」に反映されません。医療費控除の申告の際に、ご自身で実際の最終自己負担額を申告してください。詳しい申告方法は、税務署にお尋ねください。

③ 一致しない額が数円の時

医療機関等の窓口で支払う額は、総医療費の3割(又は2割)の額の、10円未満を四捨五入した額となります。「医療費のお知らせ」は、四捨五入は考慮せずに3割(又は2割)の額を表示していますので、若干の差異があります。

④ 審査機関で減額査定があったとき

総医療費は、後日審査機関で減額査定されることがあります。「医療費のお知らせ」には減額査定後の総医療費で算定した金額が表示されますので、詳しい申告方法は、税務署にお尋ねください。

Q3 「特定」欄に☆の表示がある場合は、どのような場合ですか。

A 公費医療助成があった場合、共済組合では窓口で支払った額の把握が困難なため、「③組合員負担額」を0円と表示し、併せて「特定」欄に☆を表示しています。

Q4 「備考」欄に*の表示がある場合は、どのような場合ですか。

A 同一月内に世帯で合算して高額療養費等が支給された場合、合算対象となった方の医療について、「備考」欄に*を表示しています。

Q5 令和4年11月から令和5年10月の間に受診したのに「医療費のお知らせ」に記載がないものがありますが、なぜですか。

A 医療機関等からの請求が遅れている、内容審査のため医療機関等に請求データを戻しているなどにより、記載できないものがあります。確定申告をされる場合、記載されていないものについては、医療機関が発行する領収書を使用してください。

Q6 令和5年11月と12月に受診した医療費が「医療費のお知らせ」に記載されていないのはなぜですか。

A 「医療費のお知らせ」の作成には医療機関等からの請求データが必要ですが、当共済組合に請求データが届くまでに、診療月から3か月程度かかります。毎年2月からの確定申告に間に合うよう「医療費のお知らせ」をお届けするため、10月診療分までのお知らせとさせていただきます。

そのため、令和5年11月及び12月診療分について医療費控除を予定している方は、医療機関等からの領収書に基づき「令和5年度版福利のしおり」P32からP39を参照のうえご自身で計算し見込み額で申告する、または、「支給決定通知書」が送付されてから申告する(11月診療分は令和6年2月、12月診療分は令和6年3月発送予定)、のいずれかでお取り扱いください。

※ 「支給決定通知書」は、給付金の支給の都度発行する送金案内です。支給が無い場合は発行しません。(互助会給付は6月ごとにまとめて給付)

※ 令和5年11月及び12月診療分の「医療費のお知らせ」は、次回(令和7年1月)発行分に掲載される予定です。

※ 税務署では、医療費控除の申告は通年受け付けています。

**Q7 「医療費のお知らせ」には互助会給付金の表示がありません。
互助会給付金は何を見ればわかりますか。**

A システムの都合により、互助会給付金の表示はありません。

互助会給付金は6月ごとにまとめて支給しています。(4月から9月診療分は12月支給、10月から翌年3月診療分は翌年6月支給の年2回)

そのため、医療機関受診から互助会給付金が支給されるまでに時間がかかることがあります。また、互助会給付金の各月の内訳は通知しておりません。

互助会給付金の算出方法は以下の通りです。

【算出方法】

各月各医療機関ごとの一部負担金(共済給付^{注1}控除後の自己負担額)×0.3の額

※算出額が500円未満となる場合は不支給(上限15,000円)、100円未満切捨て

(注1)共済給付…共済組合負担分、高額療養費、附加給付金

(例)医療費総額10,500円で共済負担7,350円(7割)、一部負担3,150円(3割)の場合
一部負担金(共済給付控除後の自己負担額)3,150円×0.3=945円

互助会給付金は900円(100円未満切捨て)となる

Q8 記載されている医療機関を受診した覚えがありません。

A 医療機関の通称(看板)と、登録されている正式名称(医療法人名等)が異なる場合がありますので、医療機関にご確認ください。万一、全く心当たりのない記載がありましたら、念のため短期給付担当にご連絡ください。